

国立大学法人群馬大学経営戦略本部企画戦略室内規

令和 4. 3. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営戦略本部企画戦略室（以下「企画戦略室」という。）に関し必要なことを定める。

(業 務)

第2条 企画戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学改革に関する戦略的施策に関すること。
- (2) 大学経営、教育研究及び社会貢献に係る方策に関すること。
- (3) 学長が命じる重要事項に係る企画・立案に関すること。
- (4) その他経営戦略本部の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 企画戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 企画戦略室員
- (4) その他学長が必要と認めた者

(室 長)

第4条 企画戦略室に、室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、企画戦略室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 企画戦略室に、副室長を置き、学長が指名する教職員をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(プロジェクトチーム)

第6条 企画戦略室に、特定の課題について専門的な調査、企画立案等を行うため、学長の命を受けて、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの構成員は、学長が指名する教職員をもって充てる。

3 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(事 務)

第7条 企画戦略室の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画評価課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、企画戦略室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年3月1日から施行する。